

令和5年4月26日(水)
第83回九都県市首脳会議

広告宣伝車の規制について



57

広告宣伝車の実態①

- ✓ 都市部の繁華街では、派手な色遣い・過度な発光を伴う広告宣伝車が走行



(例) 派手な色遣いを伴う表示

<参考>都内を走行する広告宣伝車のイメージ



(例) 過度な発光を伴う表示

- ✓ 都民からは、良好な景観形成への影響や交通環境の悪化を心配する声も

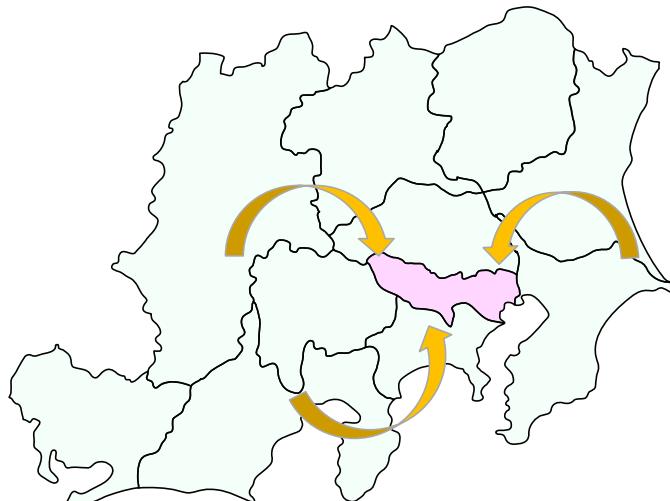
- 街中で走る広告宣伝車は美観を悪くする。
- 外国からの観光客がみたらガイドに何と聞くだろう。ガイドは答えられないと思う。
- ただでさえ交通量が多い上に車体の大きな広告宣伝車により、余計に渋滞が悪化している。

<参考>「都民の声窓口」に寄せられた意見の一部
[2/6]

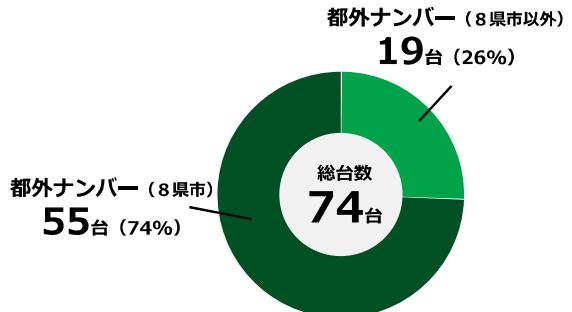
58

広告宣伝車の実態②

- ✓ 都内の繁華街で宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどは都外ナンバーであり、広域的な連携による規制が必要



ナンバー別走行台数（令和5年2月調査）



調査場所及び期間

・新宿（新宿大ガード東交差点付近） 令和5年2/13～18 16時～21時
・渋谷（井ノ頭通り入口交差点付近） 令和5年2/20～25 16時～21時

[3/6]

59

広告宣伝車に対する規制の現状

- ✓ 各自治体の屋外広告物条例は、国のガイドラインに準拠
⇒広告宣伝車など、自動車の車体利用広告については、
自動車の走行地の条例ではなく、登録地の条例が適用される



※1 屋外広告物法に基づく制度的確な運用を支援していく趣旨から、技術的助言として地方公共団体に示されたもの。広告宣伝車など自動車の車体利用広告については、登録地の条例が適用され、走行地の条例は適用除外となっている。

※2 九都県市では、各自治体がそれぞれ屋外広告物条例を制定している。

[4/6]

60

都における都内ナンバーの広告宣伝車への規制

✓ 車両仕様の制限

- 映像を出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは禁止
- 運転者を幻惑させるおそれのある発光や反射などは禁止



✓ デザイン審査の実施

- デザインの質を確保するため、許可申請に当たり、都の認定を受けた委員会等のデザイン審査を受けることを申請者に求めている

[5/6]

61

九都県市に共通する課題の検討

- ✓ 都市の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するためには、九都県市が一致団結して対策を講じる必要がある

提案内容

- ✓ 共同して、広告宣伝車への屋外広告物規制のあり方について協議を行うため、検討会を設置

九都県市での検討項目の例

- ・ 九都県市内の広告宣伝車の実態の共有
(各都県市での規制の状況、走行実態及び許可実態等)
- ・ 広告宣伝車への規制のあり方の検討

[6/6]

62